

境港市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関する要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27法律第53号。以下「法」という。）の規定に基づき市長が行う建築物エネルギー消費性能適合性判定及び届出、建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性能の認定等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 適合性判定 法第12条第1項及び第2項又は第13条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。
- (2) 届出 法第19条第1項に規定する計画の届出をいう。
- (3) 計画認定 法第34条第1項又は第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定をいう。
- (4) 性能認定 法第41条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に係る認定をいう。
- (5) 消費性能基準 法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準をいう。
- (6) 誘導基準 法第35条第1項第1号に規定する基準で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）第10条に定める基準をいう。
- (7) 認定基準 計画認定にあっては、誘導基準及び法第35条第1項第2号、第3号及び第4号に適合することをいい、性能認定を行う場合にあっては、消費性能基準に適合することをいう。
- (8) 登録住宅性能評価機関 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。以下「品確法」という。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。

(簡易な評価方法として市長が定める方法)

第3条 境港市手数料条例（平成12年境港市条例第6号。以下「手数料条例」という。）別表第5及び別表第6の簡易な評価方法として市長が定める方法は、次のいずれかに該当する基準をいう。

(1) 消費性能基準を用いる場合

イ 非住宅部分の評価を行う場合にあっては、基準省令第1条第1項第1号ロとなるもの。

ロ 住宅の用に供する部分の評価を行う場合にあっては、基準省令第1条第1項

第2号イ(2)及びロ(2)又はイ(3)及びロ(3)となるもの。

(2) 誘導基準を用いる場合

イ 非住宅部分の評価を行う場合にあっては、基準省令第10条第1項第1号イ(2)及びロ(2)となるもの。

ロ 住宅部分の評価を行う場合にあっては、基準省令第10条第1項第2号イ(2)及びロ(2)となるもの。

(工場その他市長が定める建築物)

第4条 手数料条例第2条第34号アに規定する工場その他市長が定める建築物は、建築基準法(昭和25年法律第201号)において適用する用途の区分が工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、倉庫、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設となるものをいう。

(適合証)

第5条 手数料条例別表第5の備考に規定する法第35条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書類で市長が定めるものは第17条第1項第1号に掲げる図書をいう。

2 手数料条例別表第6の備考に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合することを証する書類は第17条第1項第2号に掲げる図書をいう。

第2章 適合性判定の手続き等

(市長が必要と認める図書)

第6条 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号。以下「省令」という。)第1条第1項の市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げる図書とする。

(1) 適合性判定を行う建築物が省令の施行の際に存するものであっては、当該建築物が平成29年4月1日に現に存することを証する図書又はその写し

(2) 手数料額計算書(様式第1号)

(軽微な変更)

第7条 省令第3条に規定する軽微な変更(以下「軽微な変更」という。)があった場合は、建築基準法第7条第1項に規定する完了検査の申請時に建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書(様式第2号)を添付することとする。

2 軽微な変更のうち、省令第11条に規定する軽微な変更に該当していることを証する書面の交付が必要なものは、再計算によって基準適合が明らかな変更で、次に定める計画の根本的な変更を除くものとする。

(1) 建築基準法上の用途の変更

(2) 簡易評価法を用いる場合に選択した建物用途の変更

(3) 評価方法の変更

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第8条 前条第2項に規定する軽微な変更に応当していることを証する書面の交付に

関する書類は、軽微変更該当証明申請書（様式第 3 号）の正本及び副本に変更に関する図書を添えたものとする。

2 市長は、前項により申請があった建築物エネルギー消費性能確保計画について、審査の結果、軽微な変更該当する場合は、軽微変更該当証明書（様式第 4 号）を交付することとする。

（特定建築物に係る基準適合命令等）

第 9 条 法第14条第 1 項に規定する適合命令を行う場合は、是正命令書（様式第 5 号）により行う。

（国等に対する適合性判定に関する手続きの特例）

第10条 第 7 条及び第 8 条の規定は、法第13条第 3 項の規定に基づく軽微な変更について準用する。

（増改築の既存部分の取扱い）

第11条 建築物の増改築に係る適合性判定を行う場合における当該建築物の既存部分の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- （1） 建築物の既存部分の設計一次エネルギー消費量は当分の間、1.2と設定することができ、建築物全体の設計一次エネルギー消費量は、既存部分と増改築部分の面積按分により算定することができる。その場合、手数料条例別表第 7 の表の区分の面積は増改築部分の非住宅部分の床面積とする。
- （2） 平成29年 4 月 1 日以降に適合性判定を行った建築物の増改築の場合は、既存部分の設計一次エネルギー消費量は前回の適合性判定で算出した数値を使用でき、建築物全体の設計一次エネルギー消費量は、既存部分と増改築部分の面積按分によって算出することができる。その場合、手数料条例別表第 7 の表の区分の面積は増改築部分の非住宅部分の床面積とする。
- （3） 建築物の既存部分を含めて全体を精査し、建築物全体の設計一次エネルギー消費量を算出することができる。その場合、手数料条例別表第 7 の表の区分の面積は全体の非住宅部分の床面積とする。

第 3 章 届出の手続き等

（市長が必要と認める図書）

第12条 省令第12条第 1 項の市長が必要と認める図書は、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 届出を行う建築物が省令の施行の際に現に存するものにあつては、当該建築物が平成29年 4 月 1 日に現に存することを証する図書又はその写し
- （2） 設計内容説明書
- （3） 各種計算書
- （4） 付近見取図
- （5） 配置図
- （6） 仕様書（仕上表を含む）

- (7) 床面積求積図
- (8) 用途別床面積表
- (9) 立面図（開放性が確認できるもの）
- (10) 品確法第5条第1項に規定する住宅性能評価書の写し又は型式住宅部分等製造者認定証の写し
- (11) 一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書（建築物全体を評価しているものであって、一次エネルギー消費量基準に適合しているものに限る。また、住宅にあっては、これに加えて、外皮基準に適合（共同住宅にあっては、各住戸が外皮基準に適合）しているものに限る。）

（市長が不要と認める図書）

第13条 省令第12条第4項の市長が不要と認める図書は、前条第10号、第11号に掲げる図書を添付した場合にあっては、前条第2号、第3号及び第6号に掲げる図書とする。

（届出建築物に係る基準適合指示）

第14条 法第19条第2項に規定する指示を行う場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項の規定による指示書（様式第6号）により行う。

（国等に対する届出に関する手続きの特例）

第15条 法第20条第3項に規定する国等に対して協議を行う場合は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第3項の規定による協議書（様式第7号）により行う。

第4章 認定の手続き等

（実施機関の技術的審査）

第16条 認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、建築物エネルギー消費性能向上計画又は建築物のエネルギー消費性能が、認定基準に適合していることについて、住宅の用に供する建築物（非住宅部分を有するものを除く。）にあっては、登録住宅性能評価機関、住宅以外の用に供する建築物又はそれぞれの部分を有する建築物にあっては、登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下これらを「実施機関」という。）の審査（以下「技術的審査」という。）を受けることができる。

（市長が必要と認める図書）

第17条 省令第23条第1項及び第30条第1項の市長が必要と認める図書は、次の各号に定めるものとする。

（1）計画認定の申請を行う場合

ア 認定基準のうち、誘導基準について、前条の規定により実施機関の技術的審査を受けた場合にあっては、実施機関が発行する誘導基準に適合していることを証する書類。（前条のすべての技術的審査を受けたものに限る。以下「技術的審査適合証」という。以下同じ。）

イ 品確法第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が発行する住宅性能評価書の交付を受けた場合にあつては、日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の（い）項に掲げる事項のうち、5－1断熱等性能等級にあつては等級5、等級6又は等級7（令和4年10月1日時点で現に存する建築物の部分については、等級4、等級5、等級6又は等級7）、5－2一次エネルギー消費量等級は等級6（令和4年10月1日時点で現に存する建築物の部分については、等級4、等級5又は等級6）と表示された同法第6条第1項の規定による設計住宅性能評価書の写し。

（2）性能認定の申請を行う場合

ア 認定基準のうち、消費性能基準について、前条の規定により実施機関の技術的審査を受けた場合にあつては、技術的審査適合証。

イ 法第34条第1項の規定により市長が発行する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定通知書の交付を受けた場合にあつては、当該認定通知書の写し及び建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項の規定による検査済証（以下「検査済証」という。）の写し。（国、都道府県又は建築主事を置く市町村の機関の長が行う申請の場合にあつては、建築基準法第18条第18項の規定による検査済証の写しと読み替える。以下ウについて同じ。）

ウ 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第1項の規定により市長が発行する低炭素建築物新築等計画の認定通知書の交付を受けた場合にあつては、当該認定通知書の写し及び検査済証の写し。

エ 品確法第5条第1項の規定により登録住宅性能評価機関が発行する住宅性能評価書の交付を受けた場合にあつては、日本住宅性能表示基準別表1の（い）項に掲げる事項のうち、5－1断熱等性能等級は等級4、等級5、等級6又は等級7、5－2一次エネルギー消費量等級は等級3（平成28年4月1日時点で現に存する建築物の部分に限る。）、等級4、等級5又は等級6と表示された同法第6条第3項の規定による建設住宅性能評価書の写し。

（市長が不要と認める図書）

第18条 省令第23条第3項又は第30条第3項の市長が不要と認める図書は、前条第1号ア、第2号ア又はイに掲げる図書を添付した場合にあつては、省令第23条第1項の表に掲げる図書のうち各部詳細図、各種計算書及び（ろ）項（当該建築物に住戸が含まれる場合にあつては（は）項）に掲げる図書をいう。

（認定しない旨の通知）

第19条 市長は、法第34条第1項の計画認定の申請に係る計画又は法第41条第2項の性能認定の申請に係る性能が認定基準に適合しない場合は、認定基準に適合しない旨の理由を記した、不認定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定は、変更認定（法第36条第1項に規定するものをいう。）しない旨の通

知について準用する。

（報告の徴収）

第20条 計画認定を受けた者（以下「認定建築主」という。）は、申請に係る建築物の建築等の工事を完了したときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等工事が完了した旨の報告書（様式第9号）により、建築物エネルギー消費性能向上計画に従って工事が行われた旨を市長に報告しなければならない。

（改善命令）

第21条 法第38条の改善命令は、市長が必要と認めるときに、改善命令書（様式第10号）により行うこととする。

（認定の取消し）

第22条 認定建築主は、建築物エネルギー消費性能向上計画の新築等を取りやめるときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（様式第11号）により市長に申し出しなければならない。

2 法第39条、第42条又は前項の規定による認定の取消しは、認定取消通知書（様式第12号）により行うこととする。

第5章 その他

（台帳の整備）

第23条 市長は、適合性判定及び届出の事務を行うにあたり、建築物省エネ法適合性判定受付台帳（様式第13号）及び建築物省エネ法届出書受付台帳（様式第14号）を備え付け、これを保管する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日前に第4条に規定する技術的審査を登録建築物調査機関で受け、境港市への認定申請が施行の日以後となるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。